

平成 23 年度 PRTR法に基づく届出状況(平成 22 年度データ)について

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「PRTR法」という。)では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質(第一種指定化学物質)について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれた状態での事業所外への移動量を把握し、その結果について自治体を経由し国へ届出を行うことが義務付けられました。

本市では、平成 23 年度は 172 事業所(平成 22 年度は 187 事業所)から届出がありました。

1. 前年度と比較した届出状況について

PRTR法で指定された第一種指定化学物質は、平成 22 年度届出分まで 354 物質でしたが、平成 22 年度の改正により、現在は 462 物質となっています。平成 23 年度には、本市の事業所からは 172 件の届出があり、環境への排出量の合計は 2,179,919kg/年、事業所外への移動量の合計は 2,321,968kg/年でした。前年度と比較すると排出量が増加していますが、移動量は減少しています。

表1. 前年度届出との比較

把握年度	H19	H20	H21	H22	前年比
届出事業所数(件)	205	194	187	172	▲15
届出物質数(物質)	122	120	119	159	40
排出量合計(kg/年)	2,356,289	1,940,539	1,618,283	2,179,919	561,636
移動量合計(kg/年)	4,576,215	3,625,702	3,788,090	2,321,968	▲1,466,122
排出量:ダイオキシン類 (mg-TEQ/年)	11,433	6,093	5,106	4,585	▲521
移動量:ダイオキシン類 (mg-TEQ/年)	22,275	10,456	10,095	19,269	9,174

※ 排出量・移動量は少数第1位を四捨五入したものを集計している。集計方法により、端数が異なる場合がある。

※平成 22 年度把握分より、対象物質及び対象業種が拡大しているため、物質数が前年比よりも大幅に増加している。

2. 事業所からの届出状況について

市内の 27 業種から届出があり、業種別では燃料小売業の 78 件が最も多く、次いで、製造業の 72 件の順となっています。業種別の届出件数、排出量・移動量の内訳は表 2-1 に示すとおりです。DXN 類を除く排出量、移動量では製造業が全体の 97% 以上を占めています。DXN 類については、排出量は製造業が全体の 91% 以上、移動量は一般廃棄物処理業が全体の 89% 以上を占めています。

表 2-1 業種別届出状況

業 種	届出数	排出量合計 (kg/年)	移動量合計 (kg/年)	DXN 類 排出量合計 (mg-TEQ/年)	DXN 類 移動量合計 (mg-TEQ/年)
製造業	72	2,134,027	2,309,568	4,218	510
電気業	2	0	1,200	－	－
下水道業	4	6,469	0	－	－
倉庫業	1	4,800	0	－	－
燃料小売業	78	14,935	0	－	－
自動車整備業	2	11,600	9,600	－	－
一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	8	65	0	364	17,259
産業廃棄物処分業	2	7,315	0	2	1,500
医療業	1	530	0	－	－
教育機関・研究所	2	180	1,600	－	－
合 計	172	2,179,919	2,321,968	4,585	19,269

※ DXN 類:ダイオキシン類

※ 量及び割合については少数第 1 位を四捨五入。以下同じ。

2－(1) 製造業のうち排出量が多かった業種

環境への排出量が多かった業種は表2－2のとおりです。上位5業種の合計は 1,570,803kg/年で、製造業の全排出量 2,134,027kg/年の 73%以上を占めていました。

表2－2 製造業における環境への排出状況

	業種コード 業種	排出量(kg/年)	割合(%)
①	3140 船舶製造・修理業, 船用機関製造業	461,300	21.6
②	2000 化学工業	460,341	21.6
③	2300 ゴム製品製造業	263,460	12.3
④	2800 金属製品製造業	207,802	9.7
⑤	2200 プラスチック製品製造業	177,900	8.3
	合 計	1,570,803	73.6

2－(2) 製造業のうち、移動量が多かった業種

事業場外への移動量が多かった業種は表2－3のとおりです。鉄鋼業と化学工業で製造業の全移動量 2,309,568kg/年の 88%以上を占めており、上位 5 業種の合計は 2,245,149kg/年で、全移動量の 97%以上を占めています。

表2－3 製造業における事業場外への移動状況

	業種コード 業種	移動量(kg/年)	割合(%)
①	2600 鉄鋼業	1,203,475	52.1
②	2000 化学工業	845,399	36.6
③	2060 医薬品製造業	117,990	5.1
④	2200 プラスチック製品製造業	47,619	2.1
⑤	3100 輸送用機械器具製造業	30,666	1.3
	合 計	2,245,149	97.2

3. 届出された排出量及び移動量の状況について

排出量、移動量の合計は、4,501,887kg/年で、排出先又は移動先別の状況は、表3－1のとおりです。排出量は 2,179,919kg/年(48.4%)、移動量は 2,321,968kg/年(51.6%)となっており、廃棄物として事業場外への移動、大気への排出の割合が高くなっています。

表3－1 排出先別又は移動先別の内訳

排出先又は移動先の区分		量 (kg/年)	割合 (%)	DXN類 (mg-TEQ/年)	割合 (%)
環境への排出 (2,179,919kg/年)	大気	2,129,352	47.3	4,573	19.2
	公共用水域	50,567	1.1	12	0.0
	土壌	0	0.0	0	0.0
	事業場における埋立処分	0	0.0	0	0.0
事業場外への移動 (2,321,968kg/年)	下水道	0	0.0	0	0.0
	廃棄物	2,321,968	51.6	19,269	80.8

3－(1) 環境への排出量が多かった物質

環境への排出量が多かった上位5物質の合計は、表3－2のとおり1,898,163kg/年であり、全排出量 2,179,919kg/年の 87%以上を占めていました。

表3－2 物質別の環境への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	キシレン	690,201	31.7	溶剤等
②	トルエン	435,305	20.0	溶剤等
③	ノルマルヘキサン	400,981	18.4	溶剤等
④	エチルベンゼン	309,287	14.2	合成原料, 溶剤等
⑤	スチレン	62,389	2.9	合成原料等
	合 計	1,898,163	87.1	

3－(2) 大気への排出量が多かった物質

大気への排出量が多かった上位5物質の合計は、表3－3のとおり1,897,303kg/年であり、大気への全排出量 2,129,352kg/年の 89%以上を占めていました。

表3－3 物質別の大気への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	キシレン	689,564	32.4	溶剤等
②	トルエン	435,251	20.4	溶剤等
③	ノルマルヘキサン	400,947	18.8	合成原料, 溶剤等
④	エチルベンゼン	309,173	14.5	合成原料等
⑤	スチレン	62,368	2.9	溶剤, 洗浄剤等
	合 計	1,897,303	89.1	

3－(3) 公共用水域への排出量が多かった物質

公共用水域への排出量が多かった上位5物質の合計は、表3－4のとおり44,387kg/年であり、公共用水域への全排出量 50,567g/年の 87%以上を占めていました。

表3－4 物質別の公共用水域への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	ほう素及びその化合物	15,635	30.9	エッチング剤等
②	ふっ化水素及びその水溶性塩	11,272	22.3	ガラス繊維の原料等
③	マンガン及びその化合物	10,486	20.7	合金の原料等
④	亜鉛の水溶性化合物	4,094	8.1	塗料・めっき材等
⑤	モリブデン及びその化合物	2,900	5.7	合金の原料等
	合 計	44,387	87.8	

3－(4) 事業場外への移動量が多かった物質

事業場外への移動量が多かった上位5物質の合計は、表3－5のとおり1,724,951kg/年であり、全移動量 2,321,968kg/年の 74%以上を占めていました。なお、移動量は下水道への移動はなく、全て廃棄物としての移動でした。

表3－5 物質別の事業場外への移動量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	マンガン及びその化合物	998,201	43.0	合金の原料等
②	トルエン	374,377	16.1	溶剤等
③	キシレン	155,543	6.6	溶剤等
④	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	98,830	4.2	樹脂の可塑剤等
⑤	鉛及びその化合物	98,000	4.2	塗料・めっき材等
	合 計	1,724,951	74.3	

4. 特定第一種指定化学物質の排出量及び移動量の状況

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は特定第一種指定化学物質に指定され、現在 15 物質があります。届出があった物質は 12 物質で、表3-6 のとおりです。排出量の合計は 13,092kg/年で全体の排出量の 0.8%、移動量の合計は 64,934kg/年で全体の移動量の 1.7%でした。

表3-6 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

物質名	届出数	排出量合計 (kg/年)	移動量合計 (kg/年)	排出・移動量合計 (kg/年)
石綿	2	0	5,000	5,000
エチレンオキシド	5	655	0	655
カドミウム及びその化合物	5	0	0	0
六価クロム化合物	7	4	360	364
塩化ビニル	1	3,000	0	3,000
鉛化合物	6	0	98,000	98,000
ニッケル化合物	12	605	29,870	30,475
砒素及びその無機化合物	5	1	0	1
1,3 ブタジエン	4	790	201	991
ベンゼン	90	8,051	55,001	63,052
ホルムアルデヒド	11	7,161	22,181	29,342
合 計		20,267	210,613	230,880

物質名	届出数	排出量合計 (mg-TEQ/年)	移動量合計 (mg-TEQ/年)	排出・移動量合計 (mg-TEQ/年)
ダイオキシン類	27	4,585	19,269	23,854

5. その他

(1) 数値の取扱上の留意点

事業場が届出を行った排出量, 移動量は, PRTR 法施行規則で定められた方法のうち事業場が適当と判断した方法により算出したもので, 必ずしも実測値に基づくものではなく, 推測値もあります。

(2) 開示請求への対応について

事業所ごとの個別の届出データについては, 国(環境省及び経済産業省)のホームページ上で公表されています。また国に対して開示請求を行なうこともできます。